

環境先進国

ドイツから学ぶ

58

吉田 浩巳



現状において原発に関しての論点は大きく二つに分かれています。ひとつは経済成長、もうひとつは安全という視点です。

前者は、原発を廃止するとエネルギーコストが上がり、このことにより日本の経済成長が維持できなくなり、さらには厳しい国際競争に勝ち残れないのではないかとこの点です。後者は、今回の福島原発のような事故で放射性物質が飛び散ると何十年もの間、人が住めないことも考えられるので、安全が確保され

けにとどまらず、大気、水、海洋、土壌と汚染が広がり、過日の報道では基準値以下ではあるものの、粉ミルクにもセシウムが検出され、発電元がすべて回収するというニュースが流れた

り、原発周辺の碎石を使った建物から放射性物質の高い数値が検出されたなど、いまだに日常生活においても不安が解消されない状況が続いています。

日本の発電電力量の構成は概ね原発約30%、天然ガス約30%、石炭約25%という状況です。原

原発と地域経済を考える①

電気事業法の役割は？

にはコスト削減の必要性が

ない以上、代替エネルギーを考えざるべきであるという点です。

未曾有の災害である東日本大震災に伴う原発事故の被害の甚大さは計り知れないという認識は日に日に強まっている状況ではないでしょうか。事故周辺だ

れのコストについては、設備投資などにいくら費用がかかっても赤字にならないシステムになっています。

これは、電気事業法により保証されている総括原価方式により、電力会社を経営するすべて

の費用をコストに転嫁することができ、さらに一定の利益率まで保証される仕組みがあるからです。

例えば、核燃料棒をたくさん買い込めば、固定資産を形成することになり、この総括原価方式によりさらに利潤が増加するよう構造になっています。

一般の民間企業は厳しい経済情勢の中で利益を生み出すために必死でコストを削減する努力をしますが、電力会社はかけた全ての経費をもとに電気料金を設定することができるので、国民にできるだけ安い電気を使

っていただくという企業の社会的使命以外にはコスト削減の必要性がありません。

戦後、経済復興を図るために、電力の安定供給という命題のもとに作られたこれらの法律は、日本が経済発展をするために一定の歴史的役割があったといえます。また、電気事業法は電力会社の地域独占も認めており、全国を10の地域に分け、それぞれの地域内では特定の電力会社以外は電力を売ることができないという仕組みになっています。

ドイツでは、1998年にエネルギー事業法が改定され、電力会社の市場規制が家庭用も含め完全に撤廃され全面自由化になっています。自由化により事業者の経営効率化が進み、価格競争や大手事業者間の合併など、大きな変化をもたらしました。少なくともドイツ国民にとってはプラスになっています。

(社団法人まちづくり国際交流センター理事長)

毎月第2、第4、第5水曜

日掲載



環境NPOが原発などの政府の政策などに異議を唱えた裁判資料＝ドイツ